

第12回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年12月17日

午後2時20分

場 所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和2年12月17日(木)午後2時20分～4時05分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(14人) 会長 17番 越雲 宏、職務代理者 9番 石川 実、1番 金子 博、2番 栗野 隆夫、3番 荒井喜代子、4番 鈴木 秀之、5番 関 閣夫、6番 齋藤 勉、10番 中山 忠夫、13番 栗田 義之、14番 塩野目富夫、15番 小川 祥一、18番 堀江 恒夫、19番 塩野 哲男 各委員</p> <p>4. 欠席委員(5人) 7番 栗野 育夫、8番 増子 謙一、11番 久郷 義美、12番 滝田 功、16番 興野 礼子 各委員</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第4号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第6 議案第5号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第7 議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画(第224号)の承認について 日程第8 議案第7号 那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友</p> <p>8. その他の出席者 農政課農業振興グループ 係長 各務 卓馬</p> <p>9. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>ただいまから令和2年 第12回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長(越雲)</p>	<p>< 開会前のあいさつ ></p>
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>本日の欠席委員は、7番 栗野 育夫、8番 増子 謙一、11番 久郷 義美、12番 滝田 功、16番 興野 礼子 委員の5名で、出席委員は、19名中14名でありますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議事規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は 越雲会長をお願いいたします。</p>
<p>議長(越雲)</p>	<p>直ちに会議を開きます。(午後 2時 20分) 議事日程の朗読をお願いします。</p>

事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は、13番 栗田 義之 委員、18番 堀江 恒夫 委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。ここで、議案書の訂正があるようですので、事務局の方から説明をお願いいたします。
事務局（糸井）	< 訂正議案書により説明 >
議長	それでは、次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、3番 荒井 喜代子 委員をお願いします。
3番 荒井 喜代子 委員	12月9日、早乙女推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親族、祖父から孫。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、3年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。

<p>(3番 荒井喜代子 委員)</p>	<p>調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われ ます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2番について、5番 関 閣夫 委員にお願いします。</p>
<p>5番 関 閣夫 委員</p>	<p>12月12日、小池推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1号、整理番号2のとおりで。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみ の報告となります。主たる経営作物、水稻、雑穀、野菜。農業従事年数及び農業形態、約40年。第1種兼業農家。農機 具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、取得地への通作距離、約0.3km。農地等の効率的利用は、可能。取得地につ いて耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす 影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可 が相当と思われ。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3番について、10番 中山 忠夫 委員にお願いします。</p>
<p>10番 中山 忠夫 委員</p>	<p>12月13日、零推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1 号、整理番号3のとおりで。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみ の報告となります。主たる経営作物、水稻、ネギ、白菜、大根。農業従事年数及び農業形態、約20年。専業農家。農機 具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン、田植機。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。 取得地について耕作すると認められる。この農地は利用権設定して、20年経過した農地です。30アールの下限面積要件、 問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号 には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われ。以上のおりでありますから、よ ろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号4番について、18番 堀江 恒夫 委員にお願いします。</p>
<p>18番 堀江 恒夫 委員</p>	<p>12月9日、澤村推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1 号、整理番号4のとおりで。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみ の報告となります。主たる経営作物、水稻、雑穀、野菜。農業従事年数、無。農機具・家畜の保有状況、耕運機、軽トラ。 取得地への通作距離、約0.1から1.0km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30ア ールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地</p>

(18番 堀江 恒夫 委員)	法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
19番 塩野 哲男 委員	整理番号2について、渡人と受人の住所が違うのですが、親子でいいのでしょうか。
5番 関 関夫 委員	●●●の老人施設に入居しているため住所が違いますが、親子です。
19番 塩野 哲男 委員	了解しました。
	< 他に質疑なし >
議長	上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のおおりに許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は異議がないようですので、申請のおおりに許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	事務局の説明をお願いいたします。
事務局（雫）	本件は、過去に一時転用の許可を受けた農地につきまして、工期の延長に伴い一時転用の期間延長が必要となったため、転用事業者より事業計画変更の申請があったものです。本件の申請人、申請地等は、議案第2号、整理番号1及び2のおおりにあります。申請地は令和2年3月25日付けで●●●株式会社が太陽光発電所に係る工事に伴う用地として使用するため、令和2年12月31日までに農地へ復元する条件を付した農地法第5条許可を受けております。整理番号1は残土置き場への車両通路、整理番号2は資材置場及び農地改良を目的としておりますが、太陽光発電所に係る工事の工期を延長するこ

<p>(事務局(雫))</p>	<p>とになり、一時転用期間を令和3年2月28日まで延長するための計画変更申請に至りました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>19番 塩野 哲男 委員</p>	<p>延長の理由は、事務局で聞いていますか。</p>
<p>事務局(雫)</p>	<p>着工前の工事の申請に時間を要してしまい、着工が遅れたと聞いております。まちづくり課の土砂条例の延長の手続きが必要ということで、2月末まで変更申請が出ており、許可を出す予定だと聞いております。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員である2番 栗野 隆夫 委員、ご意見、ご質問等ありますか。</p>
<p>2番 栗野 隆夫 委員</p>	<p>地元の興野で現在も県道と県道から入った地区内の市道の工事が毎日行われております。当時申請者から12月いっぱい聞いていましたが、期日までには終わらないということで、この工期延長はやむを得ないと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>< 他に質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>上程中の議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 は、異議がないようですので、申請のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局(糸井)</p>	<p>< 議案第3号 議案書の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番、3番について、13番 栗田 義之 委員にお願いします。</p>

<p>13番 栗田 義之 委員</p>	<p>12月15日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が畑、南が道を挟んで宅地、北が道を挟んで原野。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、20年。転用計画、転用事業者は、●●●に住所を有し、会社員の副業として太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積1,477㎡太陽光発電設備の設置、売電単価14円。構造等、パネル260枚、周囲フェンス設置、入口南側。管理計画、自身にて維持管理、保守管理代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、期間満了前に協議し、継続しない場合は事業者により現状回復し返還。資金関係の証明、金融機関の融資証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年1月10日から令和3年3月31日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>12月15日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が公衆用道路、西が畑、南が畑、北が道を挟んで原野。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、20年。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積1,162㎡太陽光発電設備の設置、売電単価14円。構造等、パネル254枚、周囲フェンス設置、入口東側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、期間満了前に協議し、継続しない場合は事業者により現状回復し返還。資金関係の証明、金融機関の融資証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年1月10日から令和3年3月31日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>12月15日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が宅地・公衆用道路、西が畑、南が水路を挟んで原野、北が田。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、20年。転用計画、転用事業者は、●●●に住所を有し、</p>
---------------------	--

<p>(13番 栗田 義之 委員)</p>	<p>会社員の副業として太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 1,350 m² 太陽光発電設備の設置。売電単価 14 円。構造等、パネル 318 枚、周囲フェンス設置、入口 東側。管理計画、自身にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、期間満了前に協議し、継続しない場合は事業者により現状回復し返還。資金関係の証明、金融機関の融資証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年1月10日から令和3年3月31日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号4番、5番、6番について、15番 小川 祥一 委員にお願いします。</p>
<p>15番 小川 祥一 委員</p>	<p>12月15日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親族。転用事業者、●●●●。農地区分 第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道と水路を挟んで田、西が畑、南が畑、北が宅地。同意書、無。権利の移転、設定、使用貸借権の設定、20年。転用計画、転用事業者は、申請地に隣接する住宅に居住して玄関前を駐車スペースとして利用しているが、自宅への出入りが不便であることから駐車場の設置を計画し、申請地について親族から借りられることになり申請に至った。転用面積 257 m² 駐車場。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年2月1日から令和3年5月31日。その他、他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>12月15日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号5及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、社会福祉法人●●●●。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで宅地、西が畑、南が宅地、北が田・畑。同意書、有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、社会福祉事業を行っており、申請地付近で●●●●を管理運営しているが、施設の分散及び老朽化の解消のための整備計画を策定し、新築する作業所の用地として申請地を購入できることになり申請に至った。転用面積 2,163 m² 作業所、鉄骨造平屋建 建築面積 466.92 m²、進入路 北東側。代替性検討、あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理後、既存の設備を利用し排水路に放流。雨水排水、雨水浸透槽設置、2か所、敷地内浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完</p>

<p>(15 番 小川 祥一 委員)</p>	<p>了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 3 年 2 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日。その他、他法令等との関係等、那須烏山市土地利用に関する事前指導規程、令和 2 年 11 月 2 日付協議書提出、12 月 7 日付協議終了。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>12 月 15 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号整理番号 6 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで山林、西が道を挟んで田、南が道を挟んで雑種地、北が宅地。同意書、無とありますが、同意書を取るよう指導して提出してもらっております。権利の移転、設定、賃借権の設定、20 年。転用計画、転用事業者は、●●●に住所を有し、会社員の副業として太陽光発電事業を行っているが、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 313 m² 太陽光発電設備の設置。売電単価 14 円。構造等、パネル 60 枚、周囲フェンス設置、入口 南側。管理計画、自身にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、期間満了前に協議し、継続しない場合は事業者により現状回復し返還。資金関係の証明、金融機関の融資証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、同意書を付けてもらって、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号 7 番について、18 番 堀江 恒夫 委員にお願いします。</p>
<p>18 番 堀江 恒夫 委員</p>	<p>12 月 15 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号整理番号 7 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が河川、西が道を挟んで雑種地、南が水路を挟んで田・雑種地、北が水路を挟んで田。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 1,606 m² 太陽光発電設備の設置、売電単価 14 円。構造等、パネル 360 枚、周囲フェンス設置、入口 南側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 3 年 1 月 7 日から令和 3 年 1 月 31 日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議</p>

(18番 堀江 恒夫 委員)	をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	休憩いたします。(午後 3時 23分)
議長	再開いたします。(午後 3時 29分)
	< 質疑なし >
議長	上程中の議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 申請の通り許可する事に決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局(糸井)	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、10番 中山 忠夫 委員にお願いします。
10番 中山 忠夫 委員	12月15日に、零推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号整理番号1及び整理番号2のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、整理番号1については、平成12年5月相続により1060番から分筆して取得。整理番号2については、令和2年11月16日1062番から分筆。その部分が整理番号1と2の違いで、内容については同じです。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的。周辺への影響、なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約45年。申請地は、昭和50年に換地処分された土地改良事業で●●●用水路として設置され、引き続き利用されており現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、用悪水路。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

<p>議長</p>	<p>整理番号 3 番について、19 番 塩野 哲男 委員をお願いします。</p>
<p>19 番 塩野 哲男 委員</p>	<p>12 月 13 日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第 4 号整理番号 3 のとおりです。調査方法、本人聞取、現地・関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成 19 年相続により取得、平成 22 年 7 月 133 番 1 から分筆。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的。周辺への影響、なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約 22 年。申請地は平成 10 年頃、当時の●●●株式会社の●●●ニュータウン開発に伴い、隣接地の道路工事をした際に併せて施工してしまい進入路の一部として利用され、引き続き利用されており現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、公衆用道路。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>上程中の議案第 4 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 申請の通り許可する事に決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の議案第 4 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、異議が無いようですので、願出のとおり認定することに決定いたしました。次に、日程第 6 議案第 5 号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局（糸井）</p>	<p>< 議案第 5 号 議案書の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、14 番 塩野目 富夫 委員をお願いします。</p>
<p>14 番 塩野目 富夫 委員</p>	<p>12 月 2 日に、齋藤推進委員、申請人と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は、議案第 5 号整理番号 1 号のとおりです。調査方法、本人聞取と関係人から現地を見て確認。土地の履歴、平成 31 年 2 月相続により取得。非農地になった時期及び経緯、現在の利用状況、申請地は昭和 55 年頃から不耕作となり草や篠・竹などが繁</p>

<p>(14 番 塩野目 富夫 委員)</p> <p>議長</p>	<p>茂したで状態で現在に至る。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地地域該当、無。集団的まとまりのある農地の中の農地の該当、無。地域における農地の効率的、総合的利用の支障、無。その他、納税猶予制度、農業者年金制度の適用、無。遊休農地の判断、B分類。総合意見、調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>整理番号2番について、18番 堀江 恒夫 委員にお願いします。</p>
<p>18 番 堀江 恒夫 委員</p> <p>議長</p>	<p>12月9日に、澤村推進委員、申請人と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は 議案第5号整理番号2号のとおりです。調査方法、本人聞取、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成10年に相続により取得。非農地になった時期及び経緯、現在の利用状況、申請地は自己所有の山林に隣接した土地で、樹齢50年位と推定できる杉が植えられた状態で現在に至る。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地地域該当、無。集団的まとまりのある農地の中の農地の該当、無。地域における農地の効率的、総合的利用の支障、無。その他、納税猶予制度、農業者年金制度の適用、無。遊休農地の判断、B分類。総合意見、調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>上程中の議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p> <p>事務局 (糸井)</p>	<p>ただいま上程中の議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、異議がないようですので申請のとおり指定することに決定いたしました。次に、日程第7 議案第6号「那須烏山市農用地利用集積計画(第224号)の承認について」を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p> <p>< 議案第6号 議案書の朗読 ></p>

議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（雫）	議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画（第224号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対し13件 更新21件です。利用権の設定を受ける者19名、利用権を設定する者27名です。利用権の設定面積は、119,529㎡です。令和2年度 累計は、772,126㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和2年12月25日公告予定です。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	上程中の議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第224号）の承認について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第7議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第224号）の承認について」 は、申請のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、日程第8 議案第7号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。 休憩いたします。（午後 3時 45分 ） 再開いたします。（午後 3時 47分 ）
事務局（糸井）	< 議案第7号 議案書の朗読 >
議長	内容について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。
農業振興グループ（各務）	今回の案件につきましては、●●●番地の田です。●●●氏から堆肥処理施設を設置したく、自己所有地 1196㎡の用

<p>(農業振興グループ (各務))</p>	<p>途区分を農業用施設用地に変更する申出があったものです。現在、堆肥の処理施設はあるのですが、機械が故障しておりまして機械を入れ替える都合があるので、少し大きめの機械を入れるということで、面積を広げることで計画をしております。今回皆様からご意見を伺いまして、その意見を踏まえ、課長決裁をいたしまして、用途区分の変更を完了したいと考えております。この案件につきましては、1ヘクタール以下の用途区分ですので、県への協議や11条公告は不要なので、そのまま12条公告により決定したいと思っております。ご意見等あればお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたので、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、13番 栗田 義之 委員にお願いします。</p>
<p>13番 栗田 義之 委員</p>	<p>12月15日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。本案件は、農地転用を目的とした、農用地区域の用途区分変更でありますので、用途区分変更の諸条件及び農地転用の確実性について調査してまいりました。申出人、申出地の場所、内容は、議案第7号 整理番号1及び添付資料のとおりです。申出人と土地所有者の関係、申出人、●●●氏、土地所有者本人。(申出地位置を説明。)申出地周囲の状況、東が田、西が畑、南が畑、北が雑種地。同意書、有。変更を必要とする理由、申出人は、酪農を営んでおり、後継者が就農したため飼養頭数の増加を計画しているが、現在の施設では堆肥の処理能力が不足しているため、酪農とちぎクラスター協議会が事業主体となり実施する国庫補助事業、令和2年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 クラスター事業に参加し、堆肥ロータリー式攪拌装置を導入する計画である。装置の導入に伴う既存の堆肥処理施設の建屋部分の改修伸長にあたり、既存施設用地に隣接する申出地の用途区分変更が必要となるため、変更申出を行った。転用目的の施設の構造等、転用面積1,196㎡ 農業用施設用地、堆肥処理施設、既存367.5㎡ 伸長126.9㎡ エプロン18.74㎡。施設周囲は農業用機械の巡回・通行のための作業スペースとして利用。その他、他法令等との関係等、市土地利用に関する事前協議 対象外。農地法、建築確認法の手続きは今後進める。用途区分変更の際の基準等についての意見、申出人は土地の所有権及び使用及び収益の権限に基づきその土地を耕作又は養蓄のため、農業用施設として農用地区域の用途区分を変更することに該当すると考えられる。また、農用地区域内にある農地は原則として農地転用許可ができない農地であるが、代替地もないと認められ、さらに、周囲への影響を及ぼす恐れもないと判断できる。緊急性、必要性、公共性等を勘案してやむを得ないものであると考えられることから、農業用施設として転用の見込みもあり、軽微な変更手続きで足りると思われれます。また、このあと5条申請があるかと思えます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>10番 中山 忠夫 委員</p>	<p>この計画書と現地調査を踏まえまして、反対しているわけではございませんが、2点ほど伺いたいことがあります。牛の頭数に変更があるのか、もう1点は既存の機械について、その堆肥の処理状況や能力の計算の資料がないのか。</p>

<p>13番 栗田 義之 委員</p>	<p>頭数については、後継者がいるということで増えていると思います。現在 90 頭です。堆肥については現在使用しているのがロータリーの攪拌装置ではないでしょうか。だから今の建物の先に、攪拌施設を造りたいと思っている。堆肥の排出量まではわかりません。</p>
<p>19番 塩野 哲男 委員</p>	<p>頭数がこのくらいだから、堆肥の処理量がこのくらいだから、従ってこの施設を造りたいという説明資料が欲しかったです。</p>
<p>農業振興グループ（各務）</p>	<p>今のご意見を次回からは参考にさせていただきます。</p>
<p>19番 塩野 哲男 委員</p>	<p>この調査表によりますと後継者がいるということで、これから農地法第5条の申請があるということですが、経営委譲してからやるのか、現状のままやるのか、どちらかお聞きしたいと思います。</p>
<p>農業振興グループ（各務）</p>	<p>現在、経営は●●●氏が行っており、その方が申請をすると聞いております。</p>
<p>19番 塩野 哲男 委員</p>	<p>●●●氏が申請であれば、5条ではなくて4条でいいのではないのでしょうか。</p>
<p>農業振興グループ（各務）</p>	<p>申出は●●●氏であるが、クラスター事業で実際に堆肥場を建て機械購入する事業をやるのが、孫にあたる方が申請になるので5条と聞いております。</p>
<p>19番 塩野 哲男 委員</p>	<p>このクラスター事業は、孫に経営委譲しないとできないのではないのでしょうか。</p>
<p>農業振興グループ（各務）</p>	<p>どのタイミングで経営委譲するのか、主体は誰なのか確認したいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>この案件につきまして、地元の栗野委員はご意見ございますか。</p>
<p>2番 栗野 隆夫 委員</p>	<p>今回この申請についてご質問があった件ですが、クラスター事業というものが経営委譲を伴うものかわかりませんが、若い孫が後継者でいて引き続き経営をされれば、私としては妥当な申請ではないかと思えます。</p>
<p>19番 塩野 哲男 委員</p>	<p>クラスター事業はこういう事業で、経営委譲が必要であればその資料など、具体的なわかりやすい添付書や明細などを付けていただきたいと思います。</p>

15番 小川 祥一 委員	意見を求めるということですが、牛の頭数がこれぐらいだから、この堆肥施設が必要だという必要な条件をつけて許可という形でもよろしいのではないのでしょうか。
議長	農業委員会としては、農振地にこの事業を行っていいかのだけの審議です。その件については、農政サイドで判断することですので。
農業振興グループ（各務）	今回、足りない資料がございましたので、今回は気を付けたいと思います。
議長	<p>< 他に質疑なし ></p> <p>上程中の議案第7号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>
議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>ただいま上程中の議案第7号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 は異議が無いようですので、「異議なし」として回答し、併せて、この計画変更の手続き完了後に改めて提出される 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 その内容に相違ない場合は審議を省略し、許可相当とすることに決定いたしました。</p> <p>(午後 4時 05分)</p>

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月17日

議 長

13 番

18 番